

令和8年度ケアラー支援普及啓発業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度ケアラー支援普及啓発業務

2 業務の目的

2025年に団塊の世代全てが75歳以上の後期高齢者となることから、介護を必要とする人の割合が急速に増加する見込みであり、多くの人が仕事と介護や子育てを両立していかなければならず、ケアラー（※）やその家族の生活への影響も懸念されている。

令和6年度に県で実施したケアラー支援実態調査では、「ケアラーがケアラーである自認がない（家族でケアするのが当たり前だと思っている）」、「ケアを受けている方または、他の家族が望まないためにケアに必要なサービスを利用しない」など、ケアの問題を家族で抱えている実態が明らかになった。そのため、「ケアラーの存在・支援の重要性」を社会全体へ啓発することが必要である。

ケアラー支援普及啓発業務は、将来的なケアラーの負担軽減を図るため、近い内に介護に直面することが想定される人などのケアラー予備軍や現在切迫した状況にあるケアラーに向けた事前知識習得の必要性や心構えを促す動画等を配信し、普及啓発を行う。

（※）ケアラーとは、こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のこと。

（一般社団法人 日本ケアラー連盟から定義を引用）

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務概要

（1）動画配信

広くケアラー予備軍を対象とした内容や現在切迫した状況にあるケアラーを対象とした内容など各ターゲットに沿った動画（作成済み）を、SNSアカウント等で広告を活用しながら配信を行う。

（2）デジタルサイネージなどを活用した放映

（1）の動画を幅広く県民に見てもらうため、デジタルサイネージなどを活用して放映する。

（3）啓発チラシの増刷

ケアラー支援の重要性や支援に係る内容などをまとめたチラシを増刷し、県内企業を対象に配布・周知を行う。

5 委託業務

(1) 動画配信（動画は作成済み）

- ・令和7年度に制作した動画について、より多くのターゲットの視聴を促進するために、SNS 広告（YouTube、Instagram、Facebook）を効果的に配信すること。
- ・広告の実施に当たっては、時期や内容について山梨県と協議すること。
- ・動画データは、DVD-R で貸し出すものとする。なお、当該業務以外でのデータの使用は認めない。

(2) デジタルサイネージなどを活用した放映

- ・(1) の動画をより多くのターゲットに見てもらうため、甲府昭和イオンモールのデジタルサイネージを活用し、集客が見込まれる時期に2ヶ月間放映すること。

(3) 啓発チラシの増刷

① 全体的事項

- ・増刷したチラシは、県内企業に対して配布を想定。

② 規格・部数・納品期限等

- ・チラシの規格
 - 大きさ：A4・縦版
 - ページ数：2ページ（両面を想定）
 - 色：フルカラー
- ・作成部数：最低 20,000 部以上（100 部単位で区分）
- ・校正作業：山梨県が校了と判断するまで行うものとする。
- ・納品期限：令和8年8月末を予定
- ・納品場所：山梨県庁及び県が指定する箇所

6 事業報告

(1) 事業成果の報告等

委託業務が終了したときは、速やかに委託契約業務完了報告書を山梨県に提出すること。

(2) 事業成果の帰属等

- ・委託業務により受託者が制作した成果物及び業務中に制作した資料に関し、所有権に加え、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利は、全て山梨県に帰属するものとする。
- ・委託業務より知り得た秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

7 留意事項

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- (3) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (4) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (5) 契約書別記「個人情報取扱特記事項」の内容を遵守すること。

8 その他事項

- (1) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。
- (2) 委託業務に必要な資機材は、受託者が用意すること。
- (3) 受託者は、委託業務の目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について山梨県と協議し変更することができるものとする。
- (4) 委託業務に関して紛争が生じた場合には、受託者の責任において処理するものとする。
- (5) 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとし、併せて速やかに山梨県に報告すること。
- (6) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、山梨県と協議してこれを定めるものとする。